

東北森林管理局職員研修に係る宿泊施設利用協定書

東北森林管理局（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
において、甲が実施する職員研修に係る宿泊施設の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、甲が実施する研修に係る職員（以下「利用者」という。）が快適に宿泊できるよう、乙が利用者に対して必要な宿泊施設を適切に提供することを目的としている。

（協定期間）

第2条 本協定期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

（宿泊料金等）

第3条 乙の宿泊施設の宿泊料金及び食事料金（以下「宿泊料金等」という。）は、別表のとおりとする。

（宿泊料金等の支払）

第4条 利用者は、前条に規定する宿泊料金等及び施設に付帯する設備等の利用料金を乙に直接支払うこととする。

（宿泊施設の確保）

第5条 乙は、甲が提出した研修計画表に基づき、利用者が確実に宿泊できるよう宿泊施設を確保するものとする。

2 乙は、万一、甲が提出した研修計画表に基づいた、宿泊施設を確保できないときは、乙の責において、乙の有する宿泊施設と同等の機能を有する宿泊施設を確保するものとする。

3 前項に係る宿泊施設の宿泊料金等については、第3条の宿泊料金等と同額のものとする。

（宿泊の取消）

第6条 利用者が乙の施設利用日の当日までに宿泊取消の申出を乙にしなかった場合は、乙は、乙の定める宿泊約款により宿泊取消料を利用者に請求できるものとする。

(修理費)

第7条 利用者が乙の施設もしくは備品等を破損した場合、又はその他利用者の責に帰すべき理由により乙に損害を与えた場合、乙は当該利用者に対してその損害を請求するものとし、甲は、賠償の責を負わないものとする。

(その他)

第8条 利用者が乙の施設を利用するにあたり、この協定に定めなき事項については、乙の定める宿泊約款によるものとする。

(信義誠実)

第9条 本協定に定めのない事項については、信義誠実の原則に基づき甲・乙協議のうえ善処するものとする。

以上の協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成27年 月 日

甲 秋田市中通5丁目9番16号
東北森林管理局長 飛山龍一

乙

別表

施設の名称	所在地及び電話番号

区 分	宿泊料金（円・税込）	食事料金（円・税込）	
		朝食	夕食
シングルルーム			
ツインルーム			

ただし、駐車料金は除く。